

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて 新旧対照表

現行	改正案
第一 債権譲渡の承諾に係る方針 (略) 第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続等 1 債権譲渡の承諾申請 (1) 提出する申請書類は次のとおりとする。 ①～④ (略) ⑤ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等より当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1 通 ※約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと ⑥～⑧ (略) (2)・(3) (略) 2 申請内容の確認 (1) (略) (2) 次に掲げる事項の全てを満たす債権譲渡承諾依頼書(様式1)が提出されていること。 ①～③ (略) ④ 債権譲渡人が使用した印が、工事請負契約書に押印したものと同一であること。 なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。 ⑤・⑥ (略) ⑦ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること、また、J Vの代表者が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。なお、この場合において、J V構成員の押印は不要である。また、複代理人を定めている場合は、所在地、役職名、及び氏名が契約書と一致していること(※J Vの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、J V構成員全	第一 債権譲渡の承諾に係る方針 (略) 第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続等 1 債権譲渡の承諾申請 (1) 提出する申請書類は次のとおりとする。 ①～④ (略) ⑤ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1 通 ※約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと ⑥～⑧ (略) (2)・(3) (略) 2 申請内容の確認 (1) (略) (2) 次に掲げる事項の全てを満たす債権譲渡承諾依頼書(様式1)が提出されていること。 ①～③ (略) ④ 債権譲渡人が使用した印が、工事請負契約書又は受付票に押印したものと同一であること。 なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。 ⑤・⑥ (略) ⑦ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること、また、J Vの代表者が使用した印は、契約書、受付票又は使用印鑑届に押印したものと同一であること。なお、この場合において、J V構成員の押印は不要である。また、複代理人を定めている場合は、所在地、役職名、及び氏名が契約書と一致していること(※J Vの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡

員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。))。

(3)～(7) (略)

(8) 債権譲渡通知書について

債権譲渡通知書が提出されており、債権譲受人の振込口座など必要事項が適正に記載されていること。

また、債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者氏名が債権譲渡承諾依頼書記載のものと一致しており、債権譲渡人が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。

ただし、JV案件については、債権譲渡人としてJV代表者のみの記載で足りるものとする。

なお、債権譲渡承諾月日は記載しないものとする。

3～5 (略)

6 契約変更の場合の取扱

(1)・(2) (略)

(3) 工事代金債権計算書(様式4)の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書(様式1)及び契約変更に伴う承諾書により確認する。

また、債権譲渡人の印と工事請負契約書の印が同一であるか確認し、誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

(4) (略)

7～10 (略)

11 業者選定等における留意事項

融資制度は健全な中小・中堅元請建設業が積極的に活用ものであるので、中小・中堅元請建設業が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札の業者選定等において不利益な取扱いをすることがないよう留意する。

12・13 (略)

は出来ず、JV構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。))。

(3)～(7) (略)

(8) 債権譲渡通知書について

債権譲渡通知書が提出されており、債権譲受人の振込口座など必要事項が適正に記載されていること。

また、債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者氏名が債権譲渡承諾依頼書記載のものと一致しており、債権譲渡人が使用した印は、契約書又は受付票に押印したものと同一であること。

ただし、JV案件については、債権譲渡人としてJV代表者のみの記載で足りるものとする。

なお、債権譲渡承諾月日は記載しないものとする。

3～5 (略)

6 契約変更の場合の取扱

(1)・(2) (略)

(3) 工事代金債権計算書(様式4)の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書(様式1)及び契約変更に伴う承諾書により確認する。

また、債権譲渡人の印と工事請負契約書又は受付票の印が同一であるか確認し、誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

(4) (略)

7～10 (略)

11 業者選定等における留意事項

融資制度は健全な中小・中堅元請建設業者が積極的に活用すべきものであるので、中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札の業者選定等において不利益な取扱いをすることがないよう留意する。

12・13 (略)

別記第 1 号様式	別記第 1 号様式
<u>工事請負契約書の使用印</u>	印
別記第 2 号様式・別記第 3 号様式　（略）	別記第 2 号様式・別記第 3 号様式　（略）
別記第 4 号様式	別記第 4 号様式
<u>工事請負契約書の使用印</u>	印
別記第 5 号様式　（略）	別記第 5 号様式　（略）
	（附則）
	この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、令和 6 年 1 2 月 1 1 日から施行する。